

## 議案第 8 2 号

### 久喜市国民健康保険の保険給付費支払基金条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険の保険給付費支払基金条例(平成22年久喜市条例第76号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 久喜市国民健康保険の保険給付費等支払基金条例

第1条中「国民健康保険の保険給付費」の次に「又は国民健康保険事業費納付金(以下「保険給付費等」という。)」を加え、「保険給付費支払基金」を「保険給付費等支払基金」に改める。

第6条中「保険給付費の支払金」を「保険給付費等」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の久喜市国民健康保険の保険給付費支払基金条例の規定により積み立てられた現金、有価証券等は、この条例により積み立てられた基金とみなす。

平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

#### 提案理由

国民健康保険の広域化を踏まえ、久喜市国民健康保険の保険給付費支払基金の一部を埼玉県に支払うこととなる国民健康保険事業費納付金の財源として処分できるよう、この案を提出するものであります。